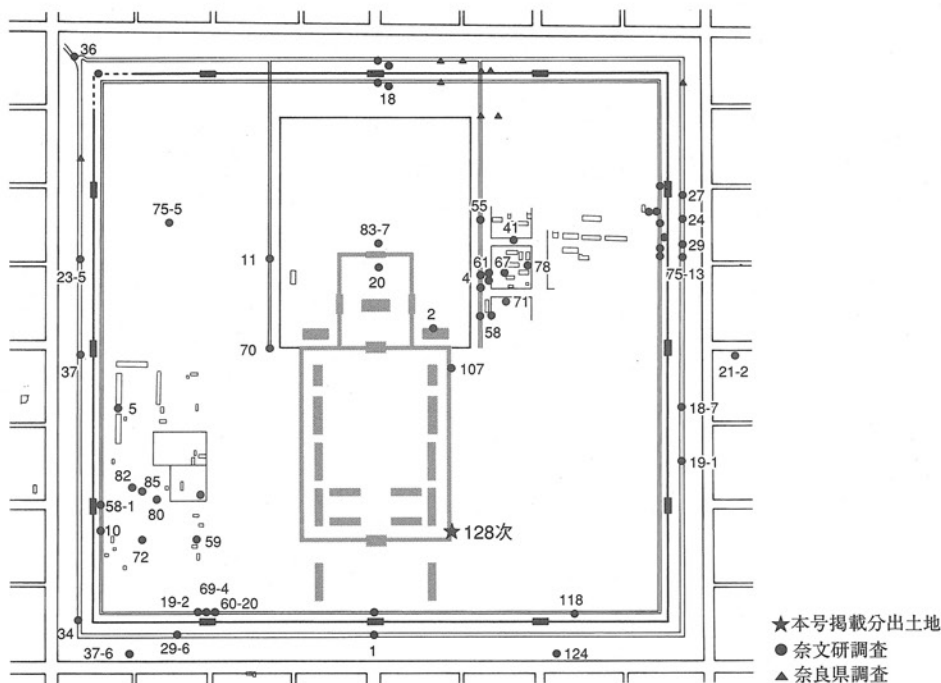


奈良・藤原宮跡 ふじわらきゅう

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町
 - 2 調査期間 第二二八次調査 二〇〇三年(平15) 四月～七月
 - 3 発掘機関 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 金子裕之
 - 5 遺跡の種類 宮殿跡
 - 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初頭
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
一九九九年より実施している藤原宮跡大極殿・朝堂院地区における再調査の六回目である。調査位置は朝堂院回廊東南隅部にあたり、調査面積は一〇二四㎡である。
- 主な検出遺構は、朝堂院東面回廊・南面回廊と、これに取り付く朝集殿院の東面区画施設である。朝堂院回廊は礎石建ち複廊で、柱間寸法は、桁行一四尺(約四・二m) 梁行一〇尺(約三・〇m)、隅部分二間四方は一〇尺等間となる。朝集殿院区画施設は、当初は朝堂院東面回廊の棟通り筋延長上に設けられた掘立柱塼であったが、後にこの位置を東側柱筋とする礎石建ち複廊に改修された。後者の柱間寸法は、桁行一〇尺(約三・〇m) 梁行一二尺(約三・六m)で、桁行よりも梁行が大きいという異例の構造をとる。



藤原宮及び周辺木簡出土地

木簡は、朝堂院の東外側を北流する南北溝SD九八一五から五〇〇点以上出土した。大多数は削屑で、それ以外は二六六点にとどまる。SD九八一五は、西流してきた溝が朝堂院回廊と朝集殿院区画施設の取り付き付近で北に折れたもの。規模は幅約二・五m深さ約〇・五mだが、屈折部付近と石敷き（後述）付近は浅く、氾濫原状に広がる。堆積土は大きく三層あり、最下層からは自然木と少量の瓦片が、第二層からは多量の木屑が、最上層からは造営時の廃棄瓦が出土した。木簡は第二層から出土し、特に石敷き以北の溝西岸部に集中する。木簡の出土状況から判断して、近接する場所から投棄されたものとみられ、極めて一括性が高い。

なお、石敷きはSD九八一五を埋めた後に東西方向に敷かれたもので、朝堂院東面回廊の南から三間目の場所に位置する。この石敷きが通路的な性格をもつ舗装であったとすると、回廊のこの位置に通用門が開いていた可能性もある。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「恐々還申我主我尊御心^{〔随カ〕}賜^{〔随カ〕}□□□」
 ・「可慈給其食物者皆^{〔屯カ〕}仰^{〔屯カ〕}旨待侍耳」
 320×36×2 011

- (2) ・「右衛士府移^{〔全カ〕〔可カ〕}□日□□□」
 ・「大國^{〔太カ〕}□寶三年□」
 (191)×(8)×5 081
- (3) ・□□□□□
 ・「太方^{〔太カ〕}□□□」
 ・「寶□年□月」
 103×6×4 051
- (4) 太寶元年
 091
- (5) 「夜不仕人猪手列丸マ国足」
 141×21×2 011
- (6) ・「辛大列^{〔冊カ〕}□五」
 ・「八月十四日」
 97×17×2 011
- (7) ・「^{〔嶋身カ〕}列忍海マ子末呂」
 166×26×5 011
- (8) ・「□連部卅三 嶋身部^{〔冊カ〕}□四□□□」
 ・「卅七 五月廿四日」
 159×16×2 011
- (9) ・「五背部卅三百嶋部六」
 ・「五月廿四日」
 151×22×3 011*

2004年出土の木簡

(21)	□ _[葛カ] 木下郡	091
(20)	□葛木下郡山マ里□田□	091
(19)	□置始連安末呂□ □『山下首得麻呂 忍海評』□□	091
(18)	病依還	091
(17)	十二月	091
(16)	二月廿九	091
(15)	七夕四	091
(14)	□立丁(曲物底板) 55×(22)×3	061
(13)	衛士□	091
(12)	マ嶋 五十□ _[上カ]	091
(11)	十上丈マ□□	091
(10)	□ _[直] □ _[上カ] 五背□田マ□ _[須カ] (132)×(38)×4	081

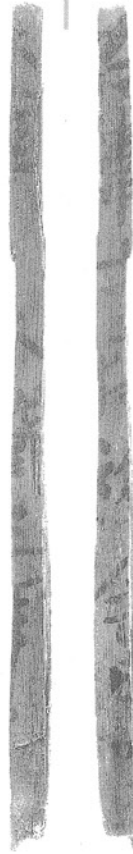
(22)	□□ _[阿カ] 治郡大	091
(23)	上毛野国	091
(24)	奈須郡□	091
(25)	□ _[阿カ] 旦波国□ _[雀カ] 麻太郡□王マ里□ (211)×(20)×1	081
(26)	「癸卯…月一日記出雲国…室原□	091
(27)	□田郡日下マ里秦	091
(28)	阿刀里日下マ□	091
(29)	□川合里大伴マ□□□	091
(30)	□ _[岡カ] 里車持マ□末呂□□□□	091
(31)	郡大曾祢里□	091
(32)	・「土師マ大人雀王マ荒山」 ・□□ 二人」 62×14×2	011



(10)



(5)



(2)



(48)



(26)



(34)



(11)

(33)	「三」 □ □ □ □ □ □	土師マ刀良	091	(41)	兵庫	091
(34)	「 □ □ □ □ □ □」 。大伴マ鳥 丈マ意美右 □ □ □ □ □ □中 逋		091	(42)	「>戊寅年高井五□□」	170×20×4 032*
(35)	「丈カ」 □ □ □ □ □ □ マ石末呂物 □ □ □ □ □ □ (重書)		091	(43)	「乃都熟麻廿七斤十□□>」	124×11×3 032
(36)	「七日」 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 〔矢作汙カ〕		081	(44)	・鮎深	89×39×4 051
(37)	・神人□末呂□ □ □ □ □ □ ・「 □ □ □ □ □ □ 物マ御上	(135)×(14)×3	081	(45)	・鮎深 「>田席□」	91×16×4 032
(38)	・「 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 102×(7)×3		081	(46)	・秦膠酒方治四支風手臂不收脱脚痿弱或有病急×	
(39)	山寸日□ 物マ首 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 〔佐カ〕		091	(47)	・天門冬三兩 去心 薏苡一兩独活五兩 〔細カ〕 辛二兩炮巴× 附子二兩炮五× (276)×26×6 019*	117×19×9 065
(40)	□四 〔×令〕 〔合〕		091	(48)	・「薛斬都夫組□都夫人人大人」 ・「都夫□大人夫□□鍼碓杵」	242×19×3 011
				(49)	「十一月二日十一月二日遊遊」	228×(21)×3 081

(50)

取

〔櫃力〕

衣各
食養
(曲物底板)

100×24×2 061

(51)

□ 目 □ □
高 道
志 □
前 □
□

10

72x72x5 065

年紀のある木簡は、⁽⁴²⁾戊寅年(天武七年、六七八)、⁽²⁶⁾癸卯年(天武八年、六七九)、⁽⁴⁾大宝元年(七〇一)、⁽³⁾大宝二年、⁽²⁾大宝三年がある。コホリ・サトの表記は、本誌に未掲載のものを含めて「郡」「里」が圧倒的に多い。現時点では、「評」は⁽¹⁹⁾以外に一点あるのみで、「五十戸」は⁽⁴²⁾にその可能性があるに過ぎない。全体として八世紀初頭の大宝年間の木簡が主体をなしているとみられるが、⁽²⁶⁾⁽⁴²⁾のように天武朝のものもごく少数含まれている。⁽⁴²⁾は長期保存のさく物品の荷札であったため、⁽²⁶⁾はこの記録簡を削り取った時点が遅れたため、ともに廃棄が遅れたのであろうか。

(1)はほぼ完形の文書木簡で、食物の請求を行なったもの。上申す

る相手を「我主」「我尊」と表記する点が興味深い。

(2)は右衛士府から出された移 廃棄場所は宛先・差出しずれもあり得るが、衛士・仕丁との密接な関連を示唆する木簡が多数含まれていることから(後述)、差出に戻されて廃棄された蓋然性が高い。但し、遺跡の立地場所からみて、右衛士府の本司ではなく、その関連施設であつたと考えられる。木簡の出土地点の近くには、朝堂院東面回廊の通用門が開いていた可能性があり(前述)、衛士府が「中門」(養老宮衛令では「宮門」)の警備にあたっていたことと整合するかもしれない。但し、衛士は仕丁などとともに造営工事に駆使されることも多く、警備・造営の両面を念頭に置く必要がある。

(3)の四周は二次的整形。よく似た形状に二次的に整形された木簡も相伴して出土しており、本来は同一簡であつた可能性もある。

(5) (7)には、衛士・仕丁などの編成単位である「列」の語がみえる。「猪手」「辛犬」「嶋身」はその責任者である。(7)の「嶋身」は(8)にも登場する。(8)(9)の「部」は「列」と同義と理解してよからう。(9)の「五背」は(10)にもみられる。衛士・仕丁の人員編成は一〇人・五〇人を単位としたため、その責任者を「十上」「五十上(長)」と称したが、(11)(12)にその語がみえる。(13)は「衛士」と明記された削屑。(14)の「立丁」は、サトから二人一組で徴発された仕丁のうち、実役に従事するものである。(15)は上日数を記したもののか。(16)「二月廿九」は「日」字が続かず、削り取った痕跡もないことから、二月の

上日数を記録した可能性がある。(17)も同類と考えられる。(18)は「病ニ依リテ還ル」とあり、(34)の「逋」(逃)と同義とあわせて、過酷な労働の実態を示唆している。

本調査では、地名や人名を列挙した木簡・削屑が多数出土している。(19)～(39)はその一部に過ぎない。原形としてさまざまな文書形式が想定されるが、「地名十人名」となるものが目立ち、衛士・仕丁の本貫地とその名前を記したものが多く含まれると推定される。但し、このように考えた場合に若干問題となるのは、(19)～(22)には畿内の地名がみられる点である。(22)は山背国宇治郡大国里と推定。衛士・仕丁の貢進地として畿内が除外されていたという有力な見解があり、今後議論を呼ぶであろう。なお兵衛に関わる可能性については、兵衛の警備場所は「内門」(養老宮衛令では「閤門」)であったこと、木簡にみえる人名の大多数は部姓であることから、成立の余地は低いと思われる。(19)「忍海評」は、葛城地域における忍海コホリの成立時期が評制下に遡ることを示す点でも重要である。(25)「雀王マ」は雀部のことで、蝮王部(蝮部)・孔王部(孔部)・建王部(建部)と同様の表記である。「某王部」は五世紀の大王の名を負う名代・子代の部に関わるものとみられる。(26)は七片からなる記録簡で、上端は原形をとどめる。直接接合しない箇所もあるが、出土地点・木目の方向・筆跡から同一簡とみて間違いない。

貢進物荷札と考えられるのは(42)が唯一の例である。物品付札は(43)

～(45)がある。(43)にみえる「熟麻」は、平城京跡の二条大路木簡に「右衛士府請熟麻冊斤」と書かれたものがあり(『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一、二頁)、本木簡群を衛士府に関わるものとみる際の傍証となるかもしれない。また、(43)の切り込みは下端のみにある。(44)は下端を剣先形に尖らせるが、木簡の長さに対して横幅がかなり広く、あるいは付札ではないかもしれない。

(46)は薬の処方を書いた木簡である。『備急千金要方』に収められた「秦朮酒」(関節痛などの治療薬)の項にはほぼ同文がみられる。『備急千金要方』は、初唐の医家である孫思邈が六五〇年頃に著した『千金要方』を宋代に校訂したもので、飛鳥京跡苑池遺構からも、同書に載る「西州統命湯」の処方と類似した木簡が出土しており(本誌第二五号(51))、『千金要方』が七世紀後半までに日本に将来された可能性が指摘されている。(47)は右上・右下隅部を斜めに削り落とした材の上下に「玄黄」と記す。『千字文』の第一句「天地玄黄」を想起すれば、木器として使用する際の天地関係を示すとみられる。(50)の四周は二次的整形。(51)の「高志前」は越前の古い表記である。

9 関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇四』(二〇〇四年)
同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一八、一九(二〇〇四年、二〇〇五年)

(市 大樹)